

はじめに

1 マニュアルの目的

長崎県では、平成30年3月、本県において発生が想定される大規模災害等に伴う災害廃棄物の処理について、基本的な流れを整理し、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保し、早期の復旧・復興に役立てるため、その処理体制や処理方法など基本的事項を定めた「長崎県災害廃棄物処理計画（以下「県災害廃棄物処理計画」という。）を策定しました。

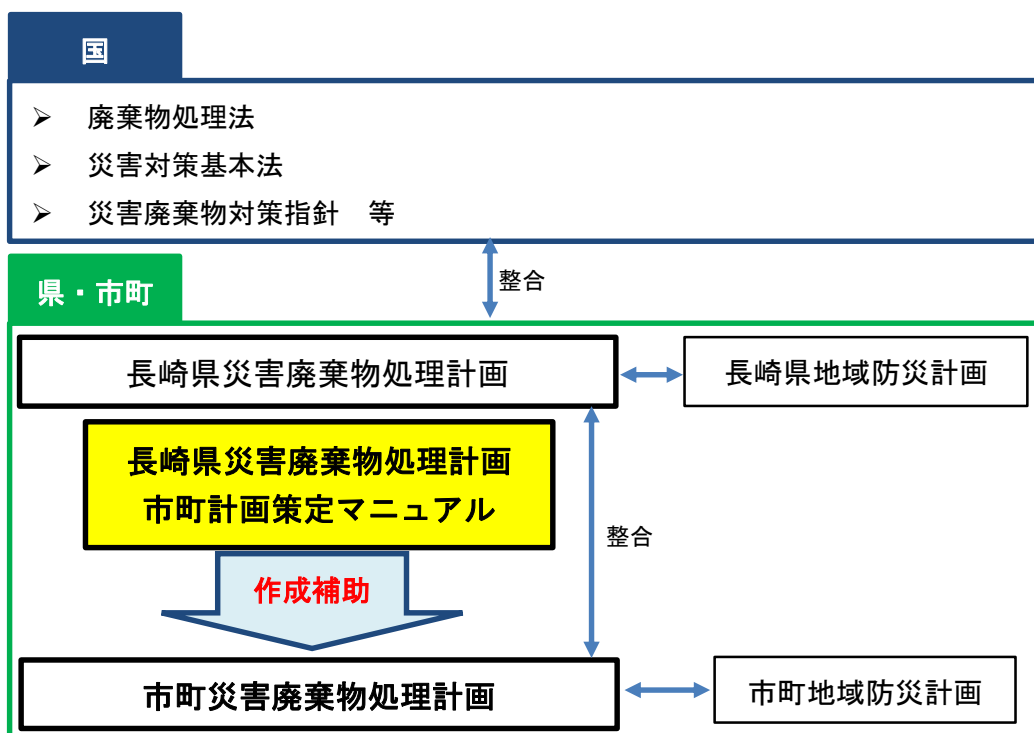
また、県内で想定される大規模災害等による建物被害や災害廃棄物の発生量等については、市町及びブロックごとに推計を行い、県災害廃棄物処理計画資料編においてその結果を取りまとめました。

災害廃棄物は一般廃棄物に位置づけられ、市町が包括的な処理責任を負うこととなるため、市町においても、災害に備えた災害廃棄物処理計画（以下「市町災害廃棄物処理計画」という。）を策定することが重要です。

このため、今後、市町における「市町災害廃棄物処理計画」の策定にあたって、県災害廃棄物処理計画との整合を確保しつつ、実効性のある計画としていくための指針として、「長崎県災害廃棄物処理計画市町策定マニュアル」（以下「市町策定マニュアル」という。）を策定するものです。

2 マニュアルの位置付け

市町災害廃棄物処理計画は、県災害廃棄物処理計画と整合を保ちながら策定する必要があることから、市町策定マニュアルは、市町災害廃棄物処理計画を策定するにあたっての作成補助として位置づけます。



3 マニュアルの構成

市町策定マニュアルは、第1編 総則、第2編 災害廃棄物処理対策、第3編 災害廃棄物処理計画の見直しの3部構成とし、県災害廃棄物処理計画を元に、作成上の留意点や記載例（文例及び図表等）を記載したのですが、市町の特性や実情に応じた内容とし策定してください。

（市町災害廃棄物処理計画の構成例）

第1編 総則	第3章 災害廃棄物処理
第1章 基本的事項	1 災害廃棄物処理の流れ
1 背景及び目的	2 収集運搬体制
2 計画の位置付け	3 仮置場
3 計画の対象	4 処理施設
4 処理主体の役割	5 分別・中間処理・再資源化、最終処分
5 計画の基本的な考え方	6 最終処分
第2章 組織・推進体制	7 し尿処理
1 組織体制・指示命令系統	8 避難所ごみ（生活ごみ）処理
2 情報収集・連絡	9 損壊家屋の解体・撤去
3 協力・支援体制	10 離島における災害廃棄物処理対策
4 人材育成及び教育訓練	11 環境対策・モニタリング
5 住民への啓発・広報	12 津波堆積物
	13 特別な対応が必要となる廃棄物
第2編 災害廃棄物等処理対策	第3編 災害廃棄物処理計画の見直し
第1章 全般的事項	
1 災害廃棄物処理の基本方針	
2 災害発生後の事務の流れ	
3 災害廃棄物処理実行計画の策定等	
4 事務委託、事務代替	
5 地域特性	
6 一般廃棄物処理施設の現状	
第2章 災害廃棄物発生量の推計	
1 地震・津波による災害廃棄物	
2 風水害による災害廃棄物	
3 し尿発生量及び仮設トイレ必要基数等の推計	
4 避難所ごみ発生量の推計	

◆市町災害廃棄物処理計画策定に参考となる資料の入手先

- ・環境省「災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト」

<http://kouikishori.env.go.jp/>

- ・国立環境研究所「災害廃棄物対策プラットフォーム」

<http://dwasteinfo.nies.go.jp/index.html>

※環境省「災害廃棄物対策指針」、各自治体災害廃棄物処理計画をはじめ、災害廃棄物処理に係る知見や技術、これまでに発出された通知など、様々な情報が掲載されています。